

令和2年度

財政援助団体等監査結果報告書

新座市監査委員

新監発第152号
令和2年12月1日



新座市長 並木 傑 様

新座市監査委員 松本 四郎

新座市監査委員 鈴木 明子

令和2年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による令和2年度財政援助団体等監査を新座市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1 監査の対象

(1) 対象施設

福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館

(2) 対象施設の指定管理者

株式会社図書館流通センター

(3) 所管部署

教育総務部中央図書館

(4) 監査対象事務

福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館の管理及び運営

(5) 監査対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

2 監査の着眼点

施設が適切に運営されているか、また、指定管理委託業務に係る出納その他の事務が適正に行われているか。

3 監査の実施内容

指定管理料に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から事業の内容等について説明を聴取するとともに、関係帳簿及び証拠書類の調査を実施した。

4 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 実施日

令和2年11月5日

5 指定管理者の概要

(1) 名称

株式会社図書館流通センター

(2) 所在地

東京都文京区大塚三丁目1番1号

(3) 指定期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

6 公の施設の概要

(1) 名称、所在地、建物概要、延床面積及び収容台数

	名称	所在地	建物概要及び延床面積	施設内容
1	福祉の里図書館	新塚一丁目4番5号	開設：平成5年7月1日 構造：鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て（図書館は4階） 延床面積：4階図書館部分 1,213.4㎡	一般書コーナー、 児童書コーナー、 ブラウジングコーナー、朗読室1・2、集会室、書庫 所蔵数115,954点
2	新座市立中央公民館図書室	道場二丁目14番12号	開設：昭和53年5月2日 構造：鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積：図書室部分 62.2㎡	図書室 所蔵数10,251点
3	新座市立栗原公民館図書室	栗原三丁目8番34号	開設：昭和59年5月1日 構造：鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積：図書室部分 78.8㎡	図書室 所蔵数26,860点
4	新座市立大和田公民館図書室	大和田一丁目26番16号	開設：昭和62年5月12日 構造：鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積：図書室部分 68.2㎡	図書室 所蔵数13,967点
5	新座市西堀・新堀コミュニティセンター図書室	新堀一丁目5番9号	開設：昭和60年11月1日 構造：鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積：図書室部分 79.4㎡	図書室 所蔵数20,394点
6	新座団地図書室	新座三丁目3番16号	開設：昭和54年11月1日 構造：鉄筋コンクリート造 1階建て 延床面積：59.9㎡	図書室、休憩室（和室）、湯沸室、トイレ 所蔵数13,300点

(2) 主な業務

ア 新座市立図書館条例第3条各号に掲げる事業のうち教育委員会が定めるものに関する事。

イ 施設及び設備の維持管理に関する事。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、福祉の里図書館及び分館の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務に関する事。

7 監査の結果

公の施設の管理及び運営に係る業務、出納並びにその他の事務については、おおむね有効かつ適正に執行されていた。ただし、次の事項については改善されたい。

(1) 備品に関する会計処理及び帰属について

教育委員会では福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館管理運営に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）等において、指定管理料で購入した備品は教育委員会に帰属する規定を設け、備品購入費は指定管理料の中でも精算が必要な指定予算としている。監査の結果、書籍消毒機及びプロジェクターについて、以下のとおり不適切な点を確認された。

書籍消毒機は福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）では購入となっているが、リースで調達され、リース費用は備品購入費で精算されていた。所有権がないものを備品購入費で計上し、精算することは不適当なものである。また、この経緯や対応について、第三者が客観的に判断できる公式な文書はなかった。

プロジェクターは本来、備品購入費で購入すべきところ、消耗品費で購入していた。当該プロジェクターは教育委員会の帰属としているが、備品購入費以外の帰属は基本協定書等に規定されておらず、教育委員会に帰属することを明示する文書もなかった。

いずれも物品の所有権、金銭が関わる問題であり、後に支障を来さぬよう、教育委員会と指定管理者間で速やかに協議を行い、経緯、費用分担等の対応、物品の帰属等について合意した内容を公式な文書で取り交わすべきである。

(2) 基本協定書の不備について

ア 仕様書等の添付不備について

基本協定書の中で別記とされている仕様書等を、基本協定書に添付していなかった。業務内容等は仕様書等に記載されており、疑義が生じないよう基本協定書に添付する必要がある。

イ 指定予算科目及び精算方法の記載不備について

指定管理料のうち、精算が伴う指定予算については基本協定書でその科目及び精算方法について規定する必要がある。しかし、科目の不足や一部の科目で精算に関する規定の未記載があったため、適切に記載する必要がある。

(3) 収支決算報告書の正確性とその検証について

ア 福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館令和元年度収支決算報告書

(以下「令和元年度収支決算報告書」という。)の人件費について

令和元年度収支決算報告書と総勘定元帳を突合したところ、令和元年度収支決算報告書の人件費に本社経費の管理費と消費税が含まれていた。現在の計上方法では、直接的な施設運営にかかる人件費の把握が困難になることから、管理費及び消費税については、別の費目を設ける等により人件費と分けて報告する必要がある。

イ 収支決算報告書及び総勘定元帳と専用口座の不一致について

基本協定書第 32 条では管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理業務固有の口座を開設し、適切な運用を図るよう定めているが、令和元年度収支決算報告書及び総勘定元帳と専用口座の通帳を突合したところ、令和元年度収支決算報告書及び総勘定元帳における支出と専用口座の通帳の支出が合致しなかった。これは、一部の支払を除いて本社の口座で支払を行い、専用口座から本社の口座へ振替処理を行っているが、専用口座の残高には口座引落に必要な金額のみを残し、振り替えているためであった。そのため、専用口座と総勘定元帳及び令和元年度収支決算報告書との照合ができず、当該指定管理の令和元年度決算の正確性を検証することはできなかった。

専用口座を設ける目的は指定管理業務の収支を明朗にし、また、その収支状況の検証を可能な状態にすることであり、客観的に正確性が示されていないことは適切ではないと考える。指定管理者は専用口座における出納と総勘定元帳の金額を一致させるか、専用口座における出納と総勘定元帳との差額について、その内訳と金額を把握し客観的に検証できる会計資料の整備が必要である。

(4) 令和元年度事業計画について

令和元年度事業計画について、15 事業のうち、9 事業が実施できておらず、結果として返金を行っていた。指定管理者制度は民間のノウハウを活用し、市民により良いサービスを提供することが目的の一つであり、適切な事業運営に努めていただきたい。